

豊明市福祉体育館、老人福祉センター及び中央児童館指定管理公募型プロポーザル 質問回答書

No.	資料	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	要項	6	2. 自由提案枠	自由提案枠の30,000千円は事業費総額の上限でしょうか。また、市負担上限の10,000千円以外の費用について、補助金で賄えない部分は指定管理者が負担する必要があるのでしょうか。	自由提案枠については、市の一般財源で10,000千円としており、その他費用についてはすべて国県補助や交付税措置での補填を想定しており、指定管理者による負担は想定していません。ただし民間投資の提案を妨げる訳ではありません。提案の変更については審査の公平性に影響がない場合は柔軟に対応します。予算が成立しない場合は実施しませんが、民間ノウハウや知的財産には十分留意いたします。
2	要項	6	2. 自由提案枠	自由提案枠は指定管理料に含まない事業で、収支予算書に反映は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	要項	6	2. 自由提案枠	「新たに貸館として開放する福祉体育館1階の事務室」と記載がございますが、他の貸館と同様に料金単価を設定し、利用者に貸し出すという想定でしょうか。または、事業者の提案により、利用方法等を設定できるのでしょうか。	事業者の提案を踏まえ、利用方法等を検討します。使用料を徴収する予定ですが、金額等については、利用方法等を踏まえて決定する予定です。
4	要項	7	3. 市からの受託事業に関する収入	受託事業に伴う収入はすべて受託事業収入として指定管理料に反映していると記載がありますが、仕様書の14ページ、受託事業・エのスポーツクラブの受付業務（イ）には利用料は月1回市へ納めることと記載とございます。徴収したスポーツクラブの利用料は市の収入になるのでしょうか。	お見込みのとおりです。厳密には、豊明市スポーツクラブの収入となります。このため、スポーツクラブ指導者への報酬の支払いを含めた一部事務は、市が引き続き行います。
5	要項	8	6. 受託事業に係る費用	受託事業に含まれる費用の会場費とは受託事業の実施に伴う施設使用料のことになりますでしょうか。現在は、受託事業の実施に伴う施設使用料は受託事業費には含まれず、利用料金収入として減免扱いとなっていますが、施設使用料を受託事業費に見込む必要がありますでしょうか。また、その場合の施設使用料について、受託事業収入にも見込まれておりますでしょうか。	会場費は、施設使用料となります。受託事業の施設使用料は、利用料金収入として減免を行います。当該減免分は、指定管理料上限額に見込んでおります。
6	要項	14	4. 二次審査	プレゼンテーションについて、提出済みの企画提案書を基にPowerPoint等にて別途資料を作成し、説明することは可能でしょうか。	提出済みの企画提案書を基にPowerPoint等にて別途資料を作成し、説明することは可能ですが、提案書以外の内容についての資料の作成については認めません。
7	仕様書	2	(1)職員の配置	総括責任者、受付職員、教室指導職員、トレーニングルーム職員、児童館職員及び老人福祉センター部分の配置職員について、必要な能力を有し、各業務に支障がない場合は兼務できるとの理解でよいでしょうか。兼務できない組合せがある場合はご提示ください。	児童館及び老人福祉センター部分については、必要な能力を有し、安全管理を含め各業務に支障がない場合で、かつ、仕様書記載の職員配置数を満たす場合は兼務可能です。
8	仕様書	2	(1)職員の配置イ	「施設の受付、利用案内等を行う職員を常時配置すること。」とございますが、仕様書12ページに記載の学校体育施設スポーツ開放関係事務は別で受託する委託業務の職員が行うという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	仕様書	4	イ受付業務について(ウ)	窓口の支払いに関して、「可能な限りキャッシュレス決済の導入を行い、利便性向上に努めること。」とございますが、キャッシュレスの種類は事業者の提案という認識でよろしいでしょうか。	施設予約及びオンラインキャッシュレスについては、愛知県の共同利用システムを活用してください。窓口におけるキャッシュレスについては、今回の指定管理料に機器購入費及び手数料を計上していますので、原則導入することとしてください。種類については、指定管理者の提案で構いません。
10	仕様書	5	キ利用料金以外の料金(ア)	受託事業の受講料について、「額は別途市と協議すること。」とございますが、事業者の提案額が市に認められなかった場合、差額分について指定管理料に反映されますでしょうか。反映されないのであれば、試算条件を明確にしていただけないと正確な試算が行えないため、受講料の上限金額等、受講料に関する基準をお示しくください。	提案していただいた金額及び積算根拠が妥当である場合に限りませんが、市民負担軽減の観点から受託事業の受講料の提案額を採用できなかった場合につきましては、差額分について指定管理料に反映する予定です。
11	仕様書	5	ク利用料金の減免(イ)	利用料金の減免について、「年度当初に市が概算を算出し、指定管理料に含め、年度末に精算を行うこととする。」とございますが、募集要項に記載の指定管理料上限額に減免金額が含まれているのか、含まれておらず別途指定管理料に上乗せされるのかご教示ください。また、福祉体育館、老人福祉センターそれぞれの減免予定額についてご教示ください。	募集要項に記載の指定管理料上限額には、減免金額が含まれております。減免予定額については、福祉体育館が2,227,380円、老人福祉センターが2,259,300円を予定しています。
12	仕様書	6	(1)建築物保守管理業務ウ	「指定管理者が行う施設、設備等の修繕料の年間上限額は、年度協定書で定めた金額とし、執行残額が生じた場合は、市に返還すること。」と記載がありますが、基本的には事業者の提案額が年度協定書に反映されるという認識でよろしいでしょうか。また包括管理での公費という観点から、年間上限額は施設ごとに設定するのではなく、全施設合算で設定するという認識でよろしいでしょうか。また、執行残額が生じた場合は、市に返還することとの記載がありますが、年度協定書に定められた金額を超える場合は市の予算による執行となるという認識でよろしいでしょうか。	優先交渉権者を決定した後、双方協議の上、修繕料の年間上限金額を設定します。また年間上限額は、全施設合算で設定する認識で問題ありません。原則として50万円以下の修繕については、指定管理者にて行っていただきますので、優先順位を定め、年度協定書に定められた金額を超えないよう執行してください。

13	仕様書	6	(1)建築物保守管理業務工	アリーナの空調に関して、令和9年度に工事実施を予定していると思いますが、工事実施によりアリーナ等施設の休館は予定されておりますでしょうか。 また、休館となった場合は、その期間に応じて補填されるという認識でよろしいでしょうか。	工事の状況により、一部又はすべての施設が利用できなくなる可能性もございますので、その際には一部又は全部を休館とし、その期間・場所にに応じて補填を行う形となります。
14	仕様書	11	13. リスク分担の考え方	リスク分担の運営費上昇について、「賃金上昇分の内±1%の範囲を超える場合」に市の負担となっておりますが、当該リスク分担について事業者リスクを適切に判断するため詳細な考え方をご教示ください。 ・賃金上昇と判断する指標については何をを用いるのかご教示ください。（例 常勤職員：人事院民間給与実態調査における2026年度からの変動率 非常勤職員：愛知県最低賃金における2026年度からの変動率） ・賃金上昇の基準については事業者が提案する当該年度予算を基準に対して1%の範囲内は指定管理者のリスクとして見込む必要があるが、1%以上を超える額については豊明市より補填いただけるという認識でよろしかったでしょうか。 ・1%以上下回る場合にも清算が必要なのか、また必要な場合にはどのような基準で清算を行うのか考え方をご教示ください。	賃金スライドについては、常勤職員については、民間給与実態調査、非常勤職員については愛知県の最低賃金を変動率を採用します。変動分については±1%までは、民間事業者のリスク（インセンティブ）として見込み、1%を超える部分についてや翌年度の指定管理料で市が補填し、1%下回る部分については、市に返還していただくことになります。
15	仕様書	11	13. リスク分担の考え方	リスク分担の運営費上昇について、「光熱水費上昇分のうち5%の範囲を超える場合」市の負担となっておりますが、当該リスク分担について事業者リスクを適切に判断するため詳細な考え方をご教示ください。 こちらは実績額が、事業者が提案する当該年度予算に対して5%の範囲内は指定管理者のリスクとして見込む必要があるが、5%以上超えてしまった額については豊明市より補填いただけるという認識でよろしかったでしょうか。 また、記載文章を読み解く限り、事業者努力等によって実績額が当該年度予算に対して下回った場合については清算不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	仕様書	11	13. リスク分担の考え方	「豊明市以外の要因による運営費用の増大」、賃金・光熱水費以外の「物価上昇」は指定管理者の負担とされていますが、近年の国際情勢やサプライチェーンの寸断等、指定管理者の経営努力だけでは予測・回避不可能な外部要因による急激なコスト増（修繕費・委託料等）をすべて指定管理者が負うことは、安定的な施設運営やサービス維持に支障をきたす恐れがあります。 このような予測不能で経営努力で吸収しきれない著しい運営費の増加が生じた場合は、指定管理者の一律負担とせず、「市との協議対象」とし「市との協議の上、指定管理料を変更できる。」と規定を見直していただけないでしょうか。	リスク分担欄外に今回「※ 本表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲と乙が協議の上、リスク分担を定める。」の文言を追記しています。一律に物価上昇を市のリスク、または協議事項とすると、事業者の企業努力が働かず、当該標記のみにとどめています。ただし、物価上昇を含め不測の自体については協議に応じるよう定めていますので、ご理解ください。
17	仕様書	12	14. その他(3)	別に市が委託する小中学校体育施設スポーツ開放業務に係る人件費や消耗品費等の費用は指定管理料に含まれないという認識でよろしいでしょうか。 また、委託費は選定された優先交渉権者との協議により決定するのでしょうか。委託費の予定金額がございましたらご教示ください。	お見込みのとおりです。 委託費の予定金額については、現時点では決まっておりません。
18	仕様書	13	(7)仕様書の改定等	協議が整わない場合は市の指示に従うとされていますが、市の指示により業務量、配置人員又は費用が増加する場合については、当初の指定管理料の範囲内で指定管理者が負担するものではなく、業務追加及び指定管理料変更について事前協議を行うとの理解でよいでしょうか。	リスク分担表をご参照ください。
19	仕様書	13	1. 受託事業(1)ア	スポーツ教室を年15教室開催することとございますが、募集1回あたり1教室という認識でよろしいでしょうか。 また、教室の期間・回数などは事業者の提案という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	仕様書	13	1. 受託事業(1)イ ウ	受託事業のスポーツイベントやスポーツクリニックの参加料を設定することは可能でしょうか。 また、イベントに合わせて自主事業として物品販売などを実施することは可能でしょうか。	どちらも可能ですが、市と協議をお願いします。
21	仕様書	14	1. 受託事業(1)エ	市スポーツクラブの受付業務について、市スポーツクラブの募集とございますが、募集に係るチラシの作成等も業務に含まれるのでしょうか。指定管理者が担当する具体的な業務内容についてご教示ください。	次の内容を予定しております。 ・ホームページ、SNS等での情報発信 ・募集に係るチラシの作成・設置 ・申し込みの受付・集計・集金 ・集めた参加費の市スポーツクラブへの入金 ・スポーツクラブ運営団体との調整（会場等）
22	仕様書	14	1. 受託事業(1)オ	スポーツ推進イベントの募集、受付を市、スポーツ推進委員と協働で行うこととございますが、指定管理者が実施する具体的な業務をご教示ください。	次の内容を予定しております。 ・ホームページ、SNS等での情報発信 ・スポーツ推進委員が作成したチラシの設置 ・申し込みの受付・集計
23	仕様書	14	1. 受託事業(3)	受託事業に係る事業費に施設使用料は含まれるのでしょうか。含まれる場合は想定金額を、含まれない場合はその取り扱いについてご教示ください。 受託事業の施設使用料が減免扱いとなる場合は、利用料金収入として見込めばよろしいでしょうか。	受託事業に係る事業費に施設使用料は含まれません。受託事業の施設使用料は、利用料金収入として減免を行います。当該減免分は、指定管理料上限額に見込んでおります。
24	仕様書	15	2. 受託事業(1)ア	高齢者対象の軽運動教室及び趣味教室を年10教室以上開催することとございますが、募集1回あたり1教室という認識でよろしいでしょうか。 また、教室の期間・回数などは事業者の提案という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	仕様書	15	2. 受託事業(1)ア	高齢者対象の軽運動教室及び趣味教室にて、参加者から受講料を徴収することは可能でしょうか。	原則、利用者からの料金徴収は行わない方針です。

26	仕様書	15	2. 受託事業(1)イ	高齢者の社会参加及び生きがいづくりに資する事業は、指定管理者の主催事業で実施するということでしょうか。 老人いきいきクラブ作品展芸能発表会とは別事業になりますでしょうか。	現行の芸能発表会の開催及び老人いきいきクラブ作品展への開催協力を想定していますが、効果的な実施方法がありましたら提案願います。
27	仕様書	16	2. 受託事業(3)	受託事業に係る事業費に施設使用料は含まれるのでしょうか。含まれる場合は予定金額を、含まれない場合はその取り扱いについてご教示ください。 受託事業の施設使用料が減免扱いとなる場合は、利用料金収入として見込めばよろしいでしょうか。	No23に同じ。
28	仕様書	16	4. 貸室と貸室利用料金の設定について(1)	老人福祉センター事務局は利用料を設定して他の貸室と同様な運用をする想定でしょうか。どのような利用を想定しているかご教示ください。 また、利用料金設定をする場合、想定する利用料についてご教示ください。	現時点では、貸室の対象とはしていません。今後については、どのように活用が可能か協議したいと考えています。
29	仕様書	16	4. 貸室と貸室利用料金の設定について(1)(2)	高齢者団体の優先利用による施設利用料は、公用利用として減免となる認識でよろしいでしょうか。その場合、利用料金収入に含めて見込めばよろしいでしょうか。 また、減免となる場合は、想定される減免金額をご教示ください。	公用利用として扱います。 想定される減免金額は、No11の回答をご参照ください。
30	仕様書	16	4. 貸室と貸室利用料金の設定について(1)(2)別紙2	別紙2の老人福祉センター利用料に陶芸会館は＊マークがついていないため、陶芸会館は高齢者団体が午前9時から午後3時までの間優先利用することができるが、利用料金は有料という認識でよろしいでしょうか。	現在利用している高齢者団体が全時間利用をしています（公用利用として扱います）。
31	仕様書	16	4. 貸室と貸室利用料金の設定について(4)	「別紙2の利用料金案は現時点での案であるため、仕様変更や金額の見直しが行われる場合がある」と記載があり、別紙2にも「※令和9年度から変更する場合があります」と記載がございます。利用料金設定について変更があった場合、単純に増収する部分もある一方で、一定の利用離れも想定されます。指定管理期間中に利用料金設定に変更があった場合について、指定管理料がどのように取り扱う想定なのか方針をご教示ください。	「別紙2の利用料金案は現時点での案であり、将来的な仕様変更や金額の見直しが行われる可能性がある」との認識についてはお見込みのとおりです。 利用料金設定の見直しによる指定管理料の変更は行わないこととします。
32	仕様書	19	4. 運営体制(ア)	児童厚生員資格の有無は問わないとございますが、(ア)に規定する職員であれば、特段の資格は必要ないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	仕様書	19	4. 運営体制(イ)	小学生の利用が見込まれる時間帯においては、児童館全体として常時3名以上の職員を配置することとございますが、小学生の利用が見込まれる時間は、事業者の提案によるものという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	仕様書	19	4. 運営体制(ウ)	土日祝日及び小中学校の長期休暇期間中は、老人福祉センター部分に常時1名以上の職員を配置することとございますが、児童館利用時間の午前9時～午後8時の間、常に配置が必要なのでしょうか。多世代交流事業の実施時や利用者が多い時間帯のみの配置でもよろしいでしょうか。	質問の時間帯は常時1名以上の配置が必要です。
35	仕様書	20	ウ児童館備え付け備品等の取扱い	児童館備え付け備品の備品リストをご教示ください。	別紙1のとおりです。
36	仕様書	20	(1)児童育成活動 イ	直近3年間の「行事活動」の実施内容、参加者実績についてご教示ください。	別紙2のとおりです。
37	仕様書	21	(1)児童育成活動 ウ	直近3年間の「クラブ活動」の実施内容、回数、参加者実績についてご教示ください。	別紙2のとおりです。
38	その他		様式7-A・様式7-B 収支予算書・収支内訳書	リスク分担表に賃金上昇時のリスク分担について記載がありますが、収支予算書、収支内訳書の人件費は2027年度を基準に毎年度同額を計上するという認識でよろしいでしょうか。賃金スライド制度導入に伴う収支予算書、収支内訳書の記載ルールについてご教示ください。	お見込みのとおりです。
39	その他		中央児童館の過年度実績について	収支計画を作成する際の参考にするため、過去3年間の中央児童館収支報告書について開示をお願いいたします。	別紙3のとおりです。